

令和5年4月3日(月)
四街道市 報道発表資料



子ども医療費助成制度の拡充について

— 高校生等医療費助成 —

四街道市では現在、中学生まで医療費を無償化していますが、子どもを持つ子育て世帯の医療費負担の更なる軽減を図るため、令和5年8月診療分から子ども医療費助成の対象年齢を18歳までに拡充します。

対象者の保護者には市から申請書を郵送します。

■対象者

16歳から18歳までの高校生等

(令和5年度は、平成17年4月2日から平成20年4月1日生まれが対象)

高等学校等への在学の有無は問いません。

■自己負担額

通院: 1回300円(月6回以降は無料)

入院: 1日300円(月11日以降は無料)

調剤: 無料

住民税非課税世帯の方は、すべて無料です。

※中学生までの医療費助成は現行どおり無料です。

■助成方法

現物給付(窓口で受給券を提示して助成を受ける方法)

償還払い(領収書を市に提出して助成を受ける方法)

令和5年6月30日までに申請いただいた方には8月までに受給券を郵送します。

お問い合わせ先

健康こども部子育て支援課

担当: 笠松

☎ 043-421-6124